

参議院内閣委員会會議録第三十九号

昭和三十九年六月十一日(木曜日)

午前十一時十三分開会

委員の異動

六月十一日

古池 信三君

高橋 衛君

補欠選任

高橋 衛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

第一部 内閣委員会會議録第三十九号 昭和三十九年六月十一日【参議院】

厚生政務次官 砂原 格君
厚生大臣官房長 梅本 純正君
国立公園部長 今村 譲君
厚生省社会局長 牛丸 義留君
厚生省児童局長 黒木 利克君
厚生省保険局長 小山進次郎君
事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を開会いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続きこれより質疑を行ないます。

政府側からは、梅本官房長、今村国立公園部長、黒木児童局長、伊部審議官が出席されております。なお、小林厚生大臣はちよつとおくれて出席をいたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤道雄君 前回に続いて二、三お伺いしますが、大臣お見えになりませんから、主として部分的なことをまずもってお伺いしたいと思います。

先般、提案理由の説明を聞いたわけですが、この一節に、今後児童のある家庭の福祉を増進するための施策を一

そう推進する必要がある、その必要から今回児童局の名称を児童家庭局へ変えたい、こういうことであるので、以下この母子家庭とか児童福祉の問題にしばって二、三お伺いしたいと思います。

そこで、まずお伺いしたいのは、福祉施設の拡充についてということですが、母子対策の総合的一元化の必要が、いま強調されておるわけですが、この点については厚生省としてはどのような考えですか、基本的な問題ではございませんか。

○政府委員(黒木利克君) 御質問の母子福祉対策の一元化の問題でございますが、御承知のように、母子の福祉の施策といたしましては、従来は厚生省といたしまして母子福祉の貸付資金等に関する法律というのがございます。主として母子世帯の自立更生を援助するための貸付金制度というのがございます。そのほか児童福祉法に母子の住宅に關しまして母子寮の規定がございます。厚生省の立法は以上でございますが、そのほか母子福祉につきましては労働省の關係で母子の労働問題、母子の雇用の問題がございます。それと、これは大蔵省の關係になります。母子世帯の課税についてのいろいろな特別措置がございます。それから建設省に母子の住宅の關係で公営住宅を母子のためにワケをとって建設をいたしておりますが、そのように、御指摘のように、母子福祉の施策が各省

密な連絡ははかつておるのでございしますが、確かにその総合性に欠ける点がございします。そこで、実は今国会に母子福祉法案というものを政府提案で提出をいたしまして、ただいま御審議を願っておりますが、この母子福祉法案の中で、できるだけ母子福祉行政の一元化の方向を打ち出したいというので、各省といたる交渉しました結果、住宅の問題につきましまして、母子の住宅ににつきまして、優先的な配慮をしなければならぬという規定を置くことにいたしましたのであります。これは第二種公営住宅のワケを建設省から厚生省がいただきまして、母子向けの住宅をつくる。それから労働省の關係では、母子の雇用問題につきましまして、職業安定所を中心にしたしまして、積極的に協力をしなければならぬというふうな規定を置いたのでございしますが、まだまだ不十分でございします。そこで、改正等の機会に母子福祉行政の一元化の方向に努力をいたしたいと思っております。

○伊藤道雄君 母子対策の一環として母子福祉法制定、いま審議中のものとあると、こういう説明があったのです。その点はいへんけつこうだと思ふのです。そこで、次にお伺いしたいのは、婦人センターの設置についてはどのように現在なっておるか、この点を。

○政府委員(黒木利克君) 母子福祉センターと申しまして、これは單は母子世帯だけでなく、低所得の子供を

持った母親に対していい場所、レクリエーションの場所を提供するということで、一昨年から国から補助をいたすということになっておりますが、現在のところはまだスタートしたばかりでございます。大抵毎年三カ所ないし四カ所ずつのペースでその増設をはかつておるのであります。この増設は、福祉法の成立した曉におきましては、もう少しペースを上げた、かように考えております。

○伊藤道雄君 このセンターの設置については、やはり法で規制して、各都道府県に、少なくともひとつのないうように、こういう政策が望ましいと思ふのですが、その点はどうなっておりますか。

○政府委員(黒木利克君) 母子福祉センターの設置につきましては、今回の母子福祉法案には、都道府県は母子福祉センターを設置することができるという規定を置いておるにすぎませんので、設置の義務までは規定がないのでございしますが、御指摘のように、各県につくってまいらうということを目標として努力してまいりたいと考えております。

○伊藤道雄君 これは質問のことばが足りなかったかもしれませんが、私のお伺いしたいのは、各都道府県はもちろんです。全国の各都市にわたって一カ所ぐらいは設置することのほう

が、まあ、これは予算の關係もありま

すけれども、そういう方向で前向きの姿勢で努力していただきたいと思いますが、その点はどうか。

○政府委員(黒木利克君) 御趣旨のような目標で努力してまいりたいと思ひます。

○伊藤頭道君 この母子センターでは、いろいろ厚生省としての様なことをやるのか、いろいろお考えでしょうが、たとえば技能を修得させるための施設とか、あるいは職業指導、そして授産の事業を進めるとか、児童福祉施設の設置をするとか、あるいは母子福祉問題に関する相談を受け付けるとか、あるいは結婚相談あるいは職業あっせん、こういう多角的にやることによって成果をおさめ得ると思うのですが、こういう構想についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(黒木利克君) ただいま先生の御指摘のとおり、母子福祉センターは、職業の準備訓練と申しますか、技能訓練、あるいは授産あるいは子供を預かって保育をする、あるいは相談助言にあずかる、場合によりましては、夫婦の間のいさかい等が起きます場合に一応かけ込みと申しますか、ここで冷却期間を置くようなことを考えるという様な種々の母子福祉のいわば総合センター的な目的を持っておりますから、御意見のとおりな方向で運営をし、また、整備をしてまいりたいと思っております。

○伊藤頭道君 次に、保育所についてお伺いしますが、やはり保育所は、まあ原則として保育料を取っておるわけですが、これは相当家庭の事情でなかなか保育料の負担にたえない家庭も相当あるわけですね。だから、いまずと

ことではなくて、将来の検討を待つて、漸次保育料を全廃する方向で努力すべきであろうと思うのですが、この点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(黒木利克君) 実は保育所の保育料の問題でございますが、保育料の支払いが困難な家庭に対しては無料保育をいたしておるのであります。国が八割の負担をいたして、残りの二割は、負担能力のある者からは徴収をせざるを得ないという様な法律のたてまえになっておるのであります。しかし、お説のように、義務教育の無償という様なことで、だんだん保育についての国の責任も強化をしながらはならないと思ひますから、保育料はできるだけ減免をしてまいりたいという様な方向でいましておるのであります。特に階層を、国民の階層をA、B、C、Dに分けて、A階層というのは被保護階層、B階層というのは地方税の減免の階層、C階層というのは所得税を納めていない階層、D階層というのは所得税を納めている階層というので、所得税を納めている階層からは実費に近いものを取り、D階層からは、ただし乳児については月額六千円程度かかるのでございまして、その半額の三千円程度しか徴収しております。このように階層別な徴収基準をつくっておるのでありますが、お説のように、できるだけ減免してまいり、将来は義務教育の無償の様な、保育の責任がだんだん強化されるに従いまして軽減をしてまいりたいという方向で努力してまいりたいと思っております。

○伊藤頭道君 いままでは生活保護を受けている母子家庭でも保育料は納めているように聞いています。これはいまはもう生活保護家庭からは保育料は取っていないんですか。

○政府委員(黒木利克君) 実は生活保護の家庭からは従来とも取っていないのであります。B階層と申しますと、住民税を納めていない家庭に対しては、従来は保育料を取ったんであります。が、昨年からこれを無料にいたしました。

○伊藤頭道君 いまの認可保育所が大体全国で一百万ほどあると思うんですが、これでもまだまだ数が足りない。したがって、地域、職域に応じて、必要に応じてぜひ増設することが強く要望されているわけですが、この点については、厚生省としてはどのような計画をお持ちですか。

○政府委員(黒木利克君) 確かに保育所を設置してほしいという要望が強いのでございまして。実は、法律のたてまえでは、一応の私のほうできめまして基準がございまして、その基準に合致すれば、公私立を問わず、都道府県知事は認可をしなければならぬという規定がございまして、そこで現実に認可をしております毎年の保育所の数が三百近くあるのをごさいます。国が設備費に対して補助金を出しておりますが、従来百五十程度であったんであります。が、今年は百七十八くらいになってまいりまして、これは逐年増加をしていっております。今後ともそういう補助金の政策あるいは年金からの融資という様なことで、その設置を大いに進めてまいりたいと思っております。

一方現在ある保育所の面でも、全国的に見ると、相当老朽なものも多いように見えます。いろいろ既存の建物などを利用している関係で、ずいぶん老朽化したものもある。また、保育のために必要な施設についてもずいぶん粗末なものもあるわけですね。こういう施設の整備強化ということも当然必要だと思ひますが、全般的にいってずいぶんお粗末なところが多いですね。

○政府委員(黒木利克君) 確かに、先生御指摘のように、戦争中あるいは戦後建ちました児童福祉施設は、特に保育所で老朽なものが多いから、実は一昨年から老朽施設の復旧の補助金と申しますか、制度ができました。現在のところ五カ年計画で老朽施設の復旧をやりたいということに進んでおります。

○伊藤頭道君 次にお伺いしますが、幼稚園は文部省の所管で、これは保育所などに比べて、施設とも比較的整備されているんですね。この厚生省所管の保育所をこの幼稚園に比較すると、施設等全般的にどうも名実ともに劣っていることは事実だと思ひますが、幼稚園のレベルくらいまで引き上げるのが当面の課題だと思ひますが、こんな点はどういうふうにお考えですか。

いまして、幼稚園は規模も相当大きくなければなりませんし、保育所は特に農村の地区におきましては、部落等に設置をするという関係から、収容する人員も、十五、六名程度というものがございまして、幼稚園の様な物的なその他の基準というものは、保育所のほうに採用するわけにはまいらぬのでございまして、ただ、小規模ながら、その内容は特に幼児教育の面から幼稚園に劣らないようにしたいというので、実は昨年文部省、厚生省の共同の通知を出しまして、保育所につきまして幼稚園の幼児教育要領に準じた教育をするように、また、その設備等もそれに準じて整備するようにという方針で現在指導いたしておるところでございます。

○伊藤頭道君 そこでお伺いしたいのは、幼稚園もさることながら、特に保育所の職員、わけでも保育等のいわゆる待遇ですね、処遇の問題、いわば労働条件、賃金とか労働時間、これは非常に劣悪であつて、したがって、なかなか希望者がいない。せっかく施設はつくったけれども、保育さんがいないので開設できない。こういうことも全国的な視野から見ると相当数あるわけですね。これがまあ現実の姿です。そういう点も、やはり幼児教育といつても、保育さんもおぼろげな専門職ですから、ある一定の処遇は当然必要であらうと思ひます。ところが、現実には相当劣悪な条件で働いておる、したがって希望者は少ない、一方幼児教育の重要性が強調されておる、こういうことを踏まえたとき、やはりまず施設の改善もさることながら、並行してやはりこういう処遇問題を解決する必要があ

ろうと思ひます。この点については、何か計画をお持ちですか。

○政府委員(黒木利克君) 確かに先生の御指摘のように、保育所の保育士の処遇の問題について、従来欠陥があったのであります。そこで厚生省としましては、昭和三十五年以来保育の給与の改善に努力をしましてまいりました。三十五年に比しまして三十九年度までに約倍額の俸給のベースアップというものを實現しておるのであります。しかし、私立の保育所におきまして、公立に比しましてまだまだ差がございますので、来年度はこの解決に当たりたいと思っております。なお、労働条件の問題につきましては、結局子供の数当たりの担当の保育士の数の問題でございますが、これもようやく本年度から保育士の定数をふやすという措置が講ぜられて、これは中央児童福祉審議会の答申がございまして、その答申を二カ年計画で實現するということで、本年度から一歩改善を見ておる次第でございます。来年度も二カ年計画の最終年次として、定数の改定によって、労働条件の緩和をはかりたいと考えております。

○伊藤道雄君 繰り返しお伺いしております。幼児教育の重要性が強調されておるとき、保育士のまづ資質を向上する必要があります。それにはいまま言つた処遇の問題もありましょう。それといま一つは、やはり国で養成機関を設置して、そこで育つた保育士を養成して、いわゆる国家試験のようなもので、十分資質を向上させる、そこで育つた幼児教育をさせる。しかもそういう有資格者については、十分処遇問題についても、いま御答弁あつたように、優遇とまでいかなないまでも、他に比較して悪くない、そういうレベルまで引き上げる、両々相まって幼児教育の完ぺきを期す、こういうことが必要であると思う。この点について、当面どういうふうにお考えですか。

○政府委員(黒木利克君) 御指摘のうちに、確かに保育士の資格を高めるということが、保育所なり、あるいは幼児教育のねらいでなければならぬと思ひます。実は保育士の養成機関がまだ各県に整備されておらず、各県整備をいま急いでおるところでございます。しかし、これだけでは保育士の供給が間に合いませんので、女子の短期大学を保育士の養成学校として指定をいたしまして、いま四十近くのものを指定をいたしまして、養成に当たつておるのでございますが、根本的には保育士の資格をどうやって高めたいかというところで、中央児童福祉審議会にそのための特別部会を設けまして、いま数次にわたつて審議をいたされておりますが、近く結論が出ますので、それをもとにいたしましてこの問題の解決をはかりたい。

○伊藤道雄君 先ほどもお伺いしました。保育所は厚生省所管、幼稚園は文部省所管というふうな、幼児教育という観点からすれば、当然一本化してしるべきだと思ふのです。やはり一本に統合した幼児教育を一元化する。それと同時に、いま年齢一年引き下げ

て満五歳からもう幼児教育を始めてい。最も大事な時期であるから、一年引き下げるべきである、こういう議論も盛んに出ておるわけですね。こういう中で、この一元化の問題と年齢一年下げてこれを義務制にすると、こういうことに對する厚生省のお考えはどうなんでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 実は幼稚園と保育所の一元化の問題は、従来からやかましく論議されておりますが、保育所のほうは、御案内のように、赤ん坊から、零歳から就学前の子供を預かつておるのでございます。幼稚園のほうは、就学前の大体四歳、五歳児が中心でございます。したがいまし、年齢的にも幼稚園と保育所というのは機能が異なりますので、幼稚園と保育所の一元化はなかなか困難であると思ひますが、ただお説のように、幼児教育は少なくとも一元化すべきであるということにつきまして、厚生省文部省意見が一致いたしまして、先ほど申し上げました文部省、厚生省の共同通知を出しまして、幼児教育の一元化の方針を打ち出したのであります。ただ残念ながら、保育所の保育士の中には、いわゆる教諭の資格を持つていない者もおりますので、これは先ほど申しました資格の問題にからんでいま検討いたしておりますが、そこで保育所では、幼稚園の幼児教育要領に準じた教育をするということで、一元化の方向に一歩踏み出しておるのでございます。

○伊藤道雄君 先ほどもお伺いしました。保育所は厚生省所管、幼稚園は文部省所管というふうな、幼児教育という観点からすれば、当然一本化してしるべきだと思ふのです。やはり一本に統合した幼児教育を一元化する。それと同時に、いま年齢一年引き下げ

以上になりますという、集団教育をやつたほうがよいわけでございます。それから、厚生省といたしましては、義務教育の年齢の引き下げ、そして早くから集団教育をするということには賛意を表しているところでございます。

○伊藤道雄君 次に住宅の問題ですが、これはもちろん建設省にも関係があると思うのですが、しかし、母子世帯ということに結びつけて厚生省の関係にもなると思うのですが、具体的にいつ、大体千円以下の低住宅を大量に建設して、そして母子世帯を優先的に入れる。もちろん全国的に現在でも母子世帯がいろいろ母子寮その他に入つてはおりますけれども、これは全体の数から見るとほんの一部であつて、まだまだ不足しておることは現実だと思ふのです。こういう意味合いで、まず住居の安定をというスローガンのもとに、低住宅を建設して母子世帯を優先的に入居させる、こういうことが母子福祉の基本的な一つの問題だと思ふのですが、大臣いかがお考えですか。

○国務大臣(小林武治君) これはお話のとおりでありまして、現在第二種公営住宅と称する小住宅もいま建設省の所管になっております。これはだいたい前に厚生省の所管であつたことがあるのであります。住宅の建築とか、資材とか、いろいろな面からこれらを統一的に運用するということで、現在建設省の所管にはなつておりますが、私は最近、もう小住宅というものを社会保障の面において考慮しなければならぬと、こういうふうな考えまして、厚生省のこれらの問題に対する発言権を強化しなければならぬ、こういう考え

方を持つておるのであります。所管自体につきましても、これからいろいろ議論があると思ひますが、とりあえずお話のように、母子住宅というように、なにも一応建設省から千五百戸の割り当てを受けておりますが、それさえ十分に消化されておらぬ、こういう状態でありまして、これは主として小住宅をつくる場合の敷地が、これらの母子を入れるに適當でない遠隔の地に設けられておる、それでせっかくつくられても通勤その他のために入れない。あるいは敷金を取る、あるいは家賃が高い、こういう関係でもって母子世帯に對する住宅提供というものが社会保障の面ではあまり考慮されておらぬ。こういう欠陥がありますので、私も最近におきまして、とりあえず實際問題としてそういう面が強化されるようにということで、いまの住宅の選定とか割り当てとか、あるいはこういうふうな問題については県庁の民生部と、あるいはそういう所管局に、そういう局においてぜひひとつこれらの問題を担当してもらいたいということとを、最近建設省に申し入れたのであります。ことに最近敷金などを取られては入れない、こういうことを強く訴えられておるのであります。敷金とか、あるいは低家賃とかという点についても特別の配慮をしてもらわなければならぬということで、これらのことを検討をいたしまして、所管の問題はともかくとして、實際問題として、お話のように、母子世帯の便宜が實際にはかれるようにということで、いろいろいま協議をいたしております。

○伊藤道雄君 そういう方向で努力していただきたいと思います。現存

の母子寮などでもずいぶん実際に見るとお粗末そのものであって、ずいぶん改善の要があらうと思うのですが、こういうことについてもお考えがあるのかないのかということが一点。

それと母子福祉年金ですね、これは間違つたら御訂正いただいて、現在たしかおそらく千円だと思うのですが、これは増額する考えがおりかどうか。

それから三つには児童手当ですね。これはやはり児童手当を制度化する必要があるということが強く叫ばれておるわけです。もちろんこれには所得制約を設ける必要があるかと思えますが、とにかくそれにしても児童手当というのはいままではない制度ですから、新たに制度化するという点になろうかと思うのですが、この点については具体的にお考えがあるのかないのかわりません。以上この三つの点についてお答えいただきたい。

○國務大臣(小林武治君) 母子寮は、お話のとおり、非常に老朽化したものが多いのでありまして、これらを改築設計画、年次計画をもちまして、これを直していきたいということで、いま始めております。現に東京都におきましても相当鉄筋化が行なわれて、りっぱなものができるりつつありますが、これをいま五カ年計画等によってひとつ直してまいりたいという計画を持っております。

それから母子年金は、これは一昨年でございますが、千円から千三百円に上げたのでありますが、まだこれでも私どもいいとは思っておりません。次の機会に、どうせ国民年金そのものについての相当の改定をしなければなら

ぬのでありまして、年金の引き上げということについても考慮をいたしておるといふことを申し上げておきます。

それから、児童手当の問題は、これ
もだいぶ議論をされておりました、政
府におきましてもそう遠くない時期に
一般的の、いわゆる児童手当という制
度を始めたい。そしていまのような家
族手当というようなものをこれに吸収
するというふうなことで、いろいろこ
れにつきましては被保護者だけやるの
か、あるいは一般住民についてもやる
のか、いろいろな問題がありますので、
これらの問題はわれわれ厚生当局
として研究しておるばかりでなく、中
央児童福祉審議会等にも、これを諮問

しておるのでございます。この制度は、どこから始めるにいたしても、ぜひひとつ一般的の児童手当というものをやらなければならぬということで、準備的の調査をいたしておる段階でございます。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、夫と死別した場合はこれは問題はないのですが、生別した世帯があるわけですね、それと準母子世帯ですね、たとえばおばあさんとか、おじさんおばさんが、孫やおい、めいと世帯をともしている、これは準母子世帯だろうと思うが、これは母子福祉年金の対象から現行法でははずされているわけですが、これはいろいろ理由もありましようけれども、実質的に夫と生別しておればともかく、実質上はもう母子世帯になるわけですね、実質は。――ですからおばあさんが孫とおじさん、おばさんが、おい、めいと一緒におるといふことも実質は母子世

○國務大臣(小井武治君) 生別の母子につきましては、いま児童扶養手当法と申しまして、別の扶養手当が出ております。ただ千円でございますから、若干低い。

それからおばあさんが孫というよう
なものは準母子年金と称して年金を出
しております。こういうふうで大部分
のものは、全然かかっておらぬもの
はあまりないというふうにいまくふう
をこらしております。

○伊藤顯道君 それと次に伺いましたのは、家庭の生活が苦しくて生活保護を受けておって、これは義務教育だけは受けられるわけですけれども、義務教育以上になると、生活保護ははずされてしまうんじゃないか、でここで、お伺いしたい点は、たとえば生活保護を受けているという家庭でも、お子さんが優秀で高校、場合によっては大学まで

でという、憲法の中に沿うために、この教育の機会均等の観点からやはり義務教育以上の教育を受けさせてしかるべきだと、こういう点については厚生省としてはどのようにお考えですか。

○國務大臣（小林武治君） これについては高等学校も認めるようになりまして、それからことに母子福祉資金貸し付け、こういうものがありまして、これらの学校に入る者の貸し付け等もいたしております。

○伊藤顯道君 それではお伺いいたしますが、いま高校までいいのです

が、これは何年からそうなったのか、それといま資金の問題が出ましたが、これは母子福祉資金ですか。

○國務大臣（小林武治君） 福祉資金で
す。

○伊藤彌道君　それと生業資金というものがありますね、これは名称が違うけれども、同質のものかどうか、もしい資金の区別があれば……。それと高校だけは認めるようになったということであれば、一歩前進したわけですけれども、これはいつからそうなったか、將來は大学まで認めようというお考えがあるのかないのか。こういう点についてお聞かせいただきたい。

○政府委員（黒木利克君）生活保護の世帯の高校進学の問題は社会局の所管でございますが、たしか昨年四月から被保護世帯の規定で奨学資金等で高校進学をする者につきましては、これを例外として認めるという運営をやっております。

それから修学資金の問題につきましては、現在までは母子福祉資金等の貸付に関する法律に基づきまして修学資金あるいは技能習得資金というような制度がございまして、運営をいたしておりますが、この法律を先ほど申し上げました母子福祉法の中に統一をいたしまして、この法律が通りましたら、母子福祉法に基づく母子福祉資金、そのうちの修学資金として貸与する、こういうことになるのでございます。

○伊藤頼道君 大體母子福祉の問題に
ついては、厚生省のお考えはわかりま
したから次にお伺いしますが、この提
案理由の説明によりますと、今回環境
衛生局の所掌事務を整備して、煤煙の
排出の規制その他公害の防止事務を所

掌することになっているが、これらの事務は今日まで一体どこが所管しておったかどうかという点をまず一点。

それからこれらの事務を所掌することに伴つて、内部機構を改正するようですが、それはどのように改正するのにか、こういう点について御説明いただきたい。

○國務大臣(小林武治君) この厚生省の公害關係事務というのは、要するに被害者の立場と申しまするか、生活を守る、こういう立場で公害問題を扱つておるのであります。環境衛生局の中、この係でこれをやっておりますが、今度は環境衛生局の中に公害課というものも設けて、そこでこれをもつぱら所管すると、こういうことにいたそうと存じておるのであります。

○伊藤頭道君　この公害問題については、これは各省にまたがっておる問題で、警察、経済企画庁、科学技術庁、大蔵省、厚生省、農林省、通産省、運輸省、建設省、自治省と広範に関係しておるわけですね。しかし、その主要なものについては厚生省の所管であるわけですが、そこでお伺いしたいのは、厚生省が所掌する公害にはどのようなものがある、そしてどのような対策を講じておるか、基本的な問題についてまずお伺いしたい。

○國務大臣(小林武治君) いま公害関係の法規というのはたつた三つでございます。煙の排出を規制する法律、この法律は通産省と厚生省で所管しております。それからもう一つは、要するに水質の保全と汚濁を防止するための保全の法律、これは経済企画庁が主管庁であります、共管として、いまお話をしような各省が全部入ってこれに関係を

しておるのであります。それから工場用水の排出、工場の要らなくなった水の排出を規制する、この法律が通産省でやっておる。こういうことでありまして、いまの公害問題については二つに分けて、害を加えるほうと害を受けるほうと、こういうふうに分かれるのであります。私どもの厚生省では害を受ける住民の側の利益を守る、こういう立場で一切の問題に關与しておる、こういうことでございまして、公害問題が非常にやかましくなつてきておりますが、これらの法律がまだ十分に実施されておらぬ、しかも法規についても、いまの煙と汚水というふうな騒音の問題とか振動の問題とか、あるいは地盤沈下とか、いろいろな公害の問題がいろいろありますが、これらについてのまだ規制する法律がない、こういうことであります。私どもは公害一般について住民の生活を守るという立場からして、公害全体についての私は基本法みたいなものがぜひ必要じゃないか、こういうことを考えて、これらについてのいろいろ調査をいまいたしておりますが、要は、私ども厚生省としては、全部害を受ける住民を守るという、こういう立場に立つて注文をいろいろ出す、こういう程度の煙を出しては困る、こういう程度の汚水を出しては困る、こういうふうないろいろの問題についてやっていかなければならぬと思うのであります。そういう立場からして全般の問題について、ひとつ厚生省がこういう問題についての考えをまとめた、かように考えております。

○伊藤道雄 御説明の一端にもございましたが、現在法律で規制されておる公害、河川汚濁とか大気汚染、あるいは地盤沈下、こういう三つの点だと思ふのです。ところが、騒音とか振動、悪臭ですね、それから排気ガス、こういうものについては法律の規制外に現在は置かれておるわけですが、特にこの中で騒音とか振動については、地方公共団体において条例等で規制している面も場所によってはあるわけですが、そこでお伺いしたいのは、やはりこれらの防止対策を適正、円滑にするためには、やはり国において必要な措置を講ずる必要があると、各都道府県にまかせないで、そういうことについて、厚生省としても何か具体的なお考えがございませうか。

○国務大臣(小林武治) いまのお話のようなすべての公害につきまして規制を加える必要があると、こういうふうなことを考えて、これらのことをいま速くない時期にまとめてひとつ国会等に提出すると、こういうふうな考え方を持っております。

○伊藤道雄 大体工業地帯に接しておるところの煤煙の量を調べた統計を見ましたが、これは驚くべき量にのぼつておるわけ、これはちよつと数字が古いですが、昭和三十六年一月、一平方キロメートル当たり、東京都の江東区、墨田区、この辺の八区では二十トンを超えておる。まあいろいろ類例があるわけですが、特に北九州の若松では二六・八トン、こういうふうな煤煙の量はわれわれの想像外の甚大な量にのぼつておるの数字で見られるわけ、こういう事態に対して、もち

ろん厚生省としては、所管の官庁として十分把握されておるわけですが、こういう点については、何か具体的な対策はあるわけですか。

○国務大臣(小林武治) いまこの煙の排出規制の法律というものが現在実施されておるのは京浜でございます。それと大阪と北九州と、この三つに、それからことしの四月一日から四日市地区にこれを実施をいたして、そのこの工場の煙の排出についての亜硫酸ガス等の含有量の規制をいたしてございまして、最近四日市等におきましては、北九州や東京よりもっと厳重な内容の規制を始めております。いずれにしても、このことは直ちに産業の採算にすぐ影響する問題でありまして、その含有量を上げるか、下げるかによつて採算に非常な影響を及ぼすということと、現に隅田川の水質規制におきましても、東京都と企画庁、われわれとの間で意見が一致しないと、こういう問題がありまして、いつも生産とそれから公害との調整をどことるか、非常にむずかしい問題があるわけでございまして、われわれの側からいへばきびしいひとつ基準を出したいと、また通産省側からいへばそれでは困ると、こういうことで争いが絶えないわけでありまして、しかし、採算が許す限度においてこれらの除害装置をしてもらわなければならぬということで、私どもは強く主張をしております。いま申しましたように、最近四日市等につきましましては、東京に比べて非常に強い規制をいたしておるのでありまして、これからまた名古屋あるいは千葉、あるいはそのほかいろいろの地区にこの法律を実施したいと思ひますが、そのつ

ど基準について問題が起きておる、こういう状態でございます。

○伊藤道雄 まあ黒い煙などは目にもよく見えますが、亜硫酸ガスなど目に見えない毒物があるわけですね。横浜せんそくなんといわれておるよう、そういうものの影響のあることが指摘されておるわけです。特に肺ガンの原因になったり、あるいは精神病の原因になると、こういうことからいふと、事人命にかかわる非常にゆゆしい問題であるので、早急に抜本的な対策を講じないと、まあ健康に、ひいては人命にかかわるといふゆゆしい問題が山積しておる。やはり尋常一様の方法ではこういうものは防止できないと思ひますが、こういう点については厚生省としてどのようにお考えですか。

○国務大臣(小林武治) これはもう全く生命あるいは健康の問題に直接關係する問題であります。私どもは、何よりもとにかく健康が大事だと思つております。ことにこれから新産業都市等につきましては、厚生省が十分これに介入いたしまして、工場の除害装置というもののについて、あるいは工場地域と住宅地域、これらの問題についても、私どもの考えをひとつぜひ反映させなければならぬということ、過去の施設の改善というものが非常に困難な事情もありますので、これから新産業都市あるいは新工場の誘致等につきましても、十分にひとつわれわれの意見を反映させたい。最近におきましても、たとえば静岡県の沼津、三島地区等には厚生省から調査団を出しまして、事前にいろいろ關係を調査いたしました、こういう装置、こ

う都市計画等によらなければ困るといふような発言もして、経済企画庁もこれに同調してもらつておる、こういうことで今後十分ひとつ気をつけてまいりたいと思ひます。

○伊藤道雄 それは大事な点は、このような公害はなぜ起きるか、という基本の問題を追及せぬと解決できないと思ふのです。企業はやはりもうけるために、利潤を追うために物をつくつておる。ところが、煙を無害にしたり、あるいはいろいろな毒物を水洗して無害のものにする、そういう装置を特にするということには、やはり経費もかかるわけで、そういうことを完全にやるとなかなか利潤が少なくなると、こういうことになる。結論としては、地域の社会人に迷惑をかけるということになる。したがって、企業家のほうの自衛を求めることも並行していく必要があると思ふのです。どんな毒物をつくつて、政府が幾ら金をかけてもなかなか容易ではない、政府もそういう点について抜本的な対策を講ずるとともに、企業の面でもいづれに、地域社会の人に迷惑をかけるいように、たとえ施設に金がかかっても、利潤が低くなるうとも、やはり並行してこれを進めない限りは、この公害は撲滅できないと思ふのです。こういう点についてはどういふようにお考えですか。

○国務大臣(小林武治) その点は要するに生活と生産との調整の問題でありまして、生活はどうしても守らなければならぬ。しかし、採算も考えなければならぬ。しかし、いまのような除害装置あるいは脱硫装置、こういうものにつきましては、採算も考

準は、私は文化的な最低生活を維持するための基準としては、水準が低いと思う。先ほど申しましたように、一級地の七大都市ですが、でさえも月に一万六千円、一級地以外ということになりますと、さらにこの保護基準は低い、そして文化的な最低生活を維持する——これはどう考えても、私は現行の保護基準では最低生活を営むことができない、しかもたまたま大臣のお話のように、現内閣は社会福祉ということを表看板としている、しかも四十五年度までは所得倍増だ、そうしたことを政策に掲げておりながら、あまりにも私は、これは大衆福祉ということに対しては徹底を欠いているのではないか、その点について大臣の御所信をもう一度承りたい。

○国務大臣(小林武治君) これはまあ最低生活と申ししても相当弾力性のある問題でもありますが、なかなか客観的な基準というものは非常にむずかしいと思いますが、昭和三十九年度で一三%上げた、ところが、前年の物価の値上がりが一三%ぐらいであった、そうするとあと五%ぐらいが生活水準の引き上げに役立った、こういうことでありまして、私ももういままうすように、これでいいというふうには考えておりません。また、社会保障制度審議会等も、とにかく昭和四十五年までは三十六年に比べて、実質三倍程度の生活費の、保護基準の引き上げをしなければならぬ、こういう勧告も出ていますのでありまして、そういう趣旨に沿うように毎年引き上げをいたしておる、こういうことでありまして、今後でもできるだけ基準の引き上げに努力をしなければならぬと、こういうふうを考えてお

ります。

○鬼木勝利君 毎年引き上げているという大臣の御答弁はよくわかります。しかし、それはすべての水準が高くなっている、国家経済にいたしまして、もあるいは賃金にいたしまして、すべてそれに對してみな水準が高くなっているのです。四十五年度までは三倍程度にはしなければならぬというお考えは、これは私は妥当だと思う。一日も早くこういう気のある大衆の方を、安定した生活に置くということ

が、これが私は善政である、そもそも政治の要諦は、最も低いものを対象とするのが私は善政だと思う。なお、この生活保護費につきましてお尋ねしたのは、保護を受ける世帯に別に収入がある、たとえば働いて何かの収入を得る、そうすると、その差額が保護家庭の収入だと、こう認定される、こういう現行制度であります、その保護費から何かの収入金額を差し引かれる、この制度に対して、私はどうも納得がいけないのです。こういう現行制度であります、被保護者の勤労意欲を私は阻害するものだと思います。ただいま大臣のおっしゃったように、十分ではないと思うが、十分でない分はみな働け、こういうことならば、私はまだわからぬでもないのですけれども、十分でないところの生活保護費を支給しておいて、そしてその不足分を補うために働けばそれは差し引く、これは私は、そういう気の毒な方々の自力更生をはばむものではないか、勤労意欲を阻害するものではないか、こういうふうに見えるのです。大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(小林武治君) この問題は非常にむずかしい問題はあります。法のためまえからいえば、これで最低生活ができるのだ、事実であるかできないかは別問題として、法のためまえはこれで一応生活ができるのだと、こういうたてまえになっておりますので、ほかに収入があれば、その収入を保護費から差し引いた分で暮らすことができるはずだと、たてまえはまあそうなっておりますが、しかし、お話をとおし、一方からいえば、せっかく勤労意欲を持って、自立しようとする者の意欲をそぐ、こういう議論も私はこの二つの間にはさまって、この問題は前からいろいろ言われておりまして、非常にむずかしい問題であるのでございまして、私は、これらはまあいろいろ前々から多少認めつつある、こういうこともありまして、あまり現実には合わないような運用は私はどうかと思うのでありますが、たてまえだけはなかなかくずれない。そして、もう非常に実情に合わないようなむづかしい等については、十分運用上考慮しなければならぬというふうに私も考えておるのであります、一応たてまえだけはその法律のためまえになっておると、こういうことを申し上げておきたいのであります、しかし、あまりだれが考えても実情に合わないような無理なことはどうかと、こういうふうな運用上私どもは考えておるのでございまして。

○鬼木勝利君 大臣の御答弁はよくわかります。それは法の運用にあるのだと、血もあれば涙もある法の運用だ、そうであるべきでありますけれども、現実問題としては、事務的に何がしかの働きがあれば、しかもそれも内職か何かをやって、そして細々と得た収入をあたかもはぎ取るようにして、そして事務的に差し引いてしまふ、こういうことは現実に行なわれておる。これは、大衆の生活保護を受けておる人々の悲憤なる叫びである。その点をただ大臣は、いや、あなたのおっしゃることによくわかるのです。そうなければならぬが、現実問題としてはそうではない。だから法のたてまえとしてやむを得ないということではなくして、厚生大臣としてあまねく大衆の保護の責任のある方は、これをもう少し私は何とか研究をしてみたいと思う。これは法の上でやむを得ないというようなことではなくして、あなたにそういうお気持ちがあるならば、もう少し大衆の味方になって、大衆とともにあれば死んでいくのだと、そういうお気持ちは大いにございませぬか。もう一度ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) 局長のほうから……

○政府委員(牛丸義留君) 私から運用の実際を御説明いたしたいと思ひます。

○鬼木勝利君 局長に聞いていますのではないです。それはまたあとから大臣に聞いています。

○国務大臣(小林武治君) 実際問題としていま申し上げましたように、いろいろその後例外も出てきておりまして、私もそういう声がそう無理な声でないということも考えておるのでございまして、できるだけそういう声の出ないように、例外等も認められるも

のは認めてまいりたい。そして少しもいまの勤労意欲とか、自立の気持ちというものを失わせないように、ひとつ指導をしたい、こういうふうにかへます。

○鬼木勝利君 局長のほうから、何か……

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの御質問は、現実を十分御承知の上のこととは思いますが、実際の勤労者に対する生活保護の適用をどういふふうに行なっているかということをお聞きしたいと思ひますが、一般的に生活保護というものは、必要とする生活に必要な経費を基準で定められておまして、それが先ほど先生の御指摘になりました一級地では一万六千円というのが標準世帯になっておるわけでありまして、勤労に伴ひましては、それに対して控除の制度がございまして、これは結局収入が勤労によってたくさんそれ以上にあつて、それを全部一万六千円まで差し引いてしまふというふうにはなっていないわけがございまして、たとえば勤労の基礎控除といたしましては月に二千九百円それから特別控除として、これは期末に、いわばボーナス的なものでございまして、年を通して一万三千五百円以内を控除する、それだけの収入はそのまま認めるわけがございまして、それから新規に就職する場合には、未成年の場合も含めて六ヶ月間は新規就職のための控除をやる。未成年のためにそれだけ給料から二千円ぐらい引くと、そういうふうにして、いろいろと勤労に伴う控除の制度を設けておまして、これによってたまたま御指摘がございまして、このような勤労意欲をなるべく阻害し

ないで、また、勤務に必要ないろいろな経費がございまして、その点は十分に生活保護の運用でも見ていくというふうになっておりますので、たとえば月に六百円内職で収入があったらそのまますぐ差し引くということは、現実の運用としてはやっていないわけでございます。

○鬼木勝利君 いや、それはよくも知っていますよ。勤務控除があるということは、しかし、これは常識で考えて生活保護費の全額の二倍も三倍も別収入があるなどということは考えられない。むしろ十分働くことができるのだったら生活保護を受ける必要はないので、ほんとうのささいな勤務によって得た別収入を、むしろ勤務控除はありまして、その勤務によって得た収入を差し引く、そのことを私は言っているのです。そのことに對しては、大臣は十分これは特別な扱いをするんだと、一律に事務的にはやらな本的にこの保護費の改革をするお考えはないかというのを聞いています。この現行制度を改善される意思はあるかないかと、こういうことをお尋ねしているのです。運用くらいのこと、それはわかっています。大臣も一度。

○国務大臣(小林武治君) これはもうお話のような強い要望のあることもよくわかりますし、できるだけ実情に合うようにまたひとつ検討をいたすことにいたします。

○鬼木勝利君 なるべく実情に合うように検討 研究を加えるという大臣の御答弁でございますので、これより以上はこの点については申し上げません。

が、しかし、大臣はまたいつかわれるかわかりませんしね。これははっきりしていただいておかげで、大臣が殿様答弁みたように、含みおくぞ、努力するぞよ、それであと流されたのじゃ困る。それははっきりしていただきたと思う。

次に、身体障害者の件について私はお尋ねしたいんですが、いま全国に身体障害者がどのくらいおりますかね、ざっとした数でいいんですがね。これは、そういうことは大臣が御存じなければ、それこそ事務当局でいいから。

○政府委員(牛丸義留君) 身体障害者につきましては御承知のように、身体障害者福祉法という法律が施行されておりますが、いわゆるそういう法律の適用になる、身体障害者といまして適用可能な対象になる者は、全数で九十五万人——これは三十五年の身体障害者の実態調査の結果でございますが、その内訳は肢体不自由者が五十六万六千人、視覚の障害者が二十二万人、聴覚の障害者が十六万三千人、現在のところ総計が九十五万というようになっております。

○鬼木勝利君 身体障害者の福祉法が制定になっておる、だから聞いていますんですが、一応そういう福祉法という制定はあるんですが、その保護の実態が非常に私は貧弱だと思ふ。三十五年の調査で九十五万人、それではその保護施設に収容されている人員はどのくらいありますか。

○政府委員(牛丸義留君) これは施設の種類から申しますと、肢体不自由関係のいろんな施設として更生施設がございまして、それから聴覚に對しましては、これは従来国立光明寮というふう

に言っておりますけれども、現在は視覚障害センターというふうな名称を変えましたが、そういう施設、この肢体不自由に對する収容施設は全国で大体各県ごとにございまして、現在四十カ所ございまして、本年度にさらに十三カ所の設置を予定しておるのでございます。その収容の人員でございまして、これは授産その他の施設も含めまして、大体全数で三十八年度末でございまして、約一万人でございまして、各施設別は省略いたします、全数としてその程度の収容の実情でございまして。

○鬼木勝利君 そこで私は言うのです。施設に収容する程度の人は一十五万人もいないとは思いますが、いづれにしても九十五万人の身体障害者おいて、三十八年度末でわずかに一万人の収容だ。あとはどうしている、その点をお尋ねします。

○政府委員(牛丸義留君) これは身体障害者と申し上げても全部収容を必要とするというわけでもありません。収容施設は、ここに収容いたしまして一年なりあるいは二年というように収容して、そこで機能の障害に對する回復のいろいろ医療的あるいは作業的な療法をやる、そうして再び一つの職能を得るあるいは機能を回復して社会に出ていく、そういう施設でございまして。これは現在の時点においてははたいたし申し上げましたような人数が収容されている。これは回転するわけでございますので、もちろん御指摘のように十分とは言えませんが、九十五万人のうちで一万人しか手当てをしていないという数字ではもちろんないわけでございます。

○鬼木勝利君 それは私は冒頭に申し上げたのです。九十五万人を全部施設に収容しなければならぬ、そういうことじゃない、それはわかっていて。しかし、身体障害者九十五万人の中で三十八年度末が約一万人、これ一万人はありまして、私の調査では、だからそれで十分施設に収容がされておるか。身体障害者福祉法なんというものが制定をされておる。それで現内閣は社会福祉ということが一枚看板でありながらこれが徹底しているか、これで十分であるかということをお尋ねしていい。

○政府委員(牛丸義留君) 決して十分でございませぬし、むしろ不十分だと私も考えております。これから大いに充実する必要があるというふうな考えをしております。

○鬼木勝利君 それを聞けばいいのだ。現内閣はそれを一枚看板にしておりながら、しかもあなたたちはそれは不十分だと言っている。そこで厚生大臣にお尋ねしたい。大臣としてこれの完全なる収容ができるように努力をされますか。これはするとおっしゃるだろうが、あなたの御所信を承りたい。

○国務大臣(小林武治君) 肢体不自由の関係はまあいろいろ態様があるのであります。大体の方針が長期にほんとうの重態者の収容というものは、これはしておりますが、そのほかの者は、そこに入ってもらつて治療訓練をしまして、大体まあ一年を標準としておりますが、またうちへ帰つてもらう、つまり社会復帰をしてもらう、こういうことをいたしておるのであります。まあ収容というようにことばとは多少違ふのであります。そこに

入って機能回復あるいは職能をある程度身につける、こういうふうなことでおもに運用されておるのでございます。それで、そういう希望者も相当に多いのでありますからして、こういう施設を、まあいまお話ししましたように、ことし全国に十数カ所も増設をしよう、こういうことをいたしておるのでございまして、今後も引き続きまして、まあ一年であります。その希望者が相当多いのでありますから、そういう希望を満たすために、そういう施設を毎年増設をしまいたい、こういうふうな考えをしております。

○鬼木勝利君 これは身体障害者の問題でもこまかく質問すればそれは二時間、三時間かかるのです。それは施設に對する収容の状態をいまちょっとお尋ねしたのであつて、これは福祉法の内容を検討して申し上げれば、あるいは医療保障の問題はどうなっているか、生活更生の対策はどういうふうなやっているとあるか、あるいは資金援助はどういうふうにしておられるかと、内容をささいにわたつてお尋ねすれば——それはそのくらいのことには私もわかつておりますけれどもね。一応施設に對する身体障害者の収容状況をいまお尋ねしたのであつて、全部尋ねるとおっしゃればいまから落ちついてゆつくりやりますけれどもね。そこで、たとえば医療保障の問題にしましても、これを国庫負担にしたい、とちよつとお尋ねしたい。

○国務大臣(小林武治君) いま一般の医療扶助というものは、御承知のよう

に入つて機能回復あるいは職能をある程度身につける、こういうふうなことでおもに運用されておるのでございます。それで、そういう希望者も相当に多いのでありますからして、こういう施設を、まあいまお話ししましたように、ことし全国に十数カ所も増設をしよう、こういうことをいたしておるのでございまして、今後も引き続きまして、まあ一年であります。その希望者が相当多いのでありますから、そういう希望を満たすために、そういう施設を毎年増設をしまいたい、こういうふうな考えをしております。

に、現在四百億円も使つて医療扶助を一般にいたしておりますし、これらの施設に入る方は、本人からいたしたいのではない。こういうことで国の経費で施設そのものは運営しておるのでございます。

○鬼木勝利君 これにしても各地から私のところへいろんな書類が来ているのですよ。陳情あるいはいろんな申し出がですね。これは時間がありませんで……金額出していらつしやるといひますけれども、十分じゃなくて困っているのですよ、みんな。

次に、身体障害者の経済的自立を保障するために、更生資金の貸し付けを行なうというようなことはいかがですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは身体障害者福祉法の中にごさいませんけれども、各府県でやつております世帯更生資金の貸し付けの中に、そういう身体障害者の更生資金の貸し付けというものがございまして、それでまあ十分とはいへないかもしれませんが、制度としてはその更生資金の貸し付けの制度がございまして。

○鬼木勝利君 いや、だからお尋ねしているのですよ。更生資金の貸し付けというようなそういう制度をつくつていただく、身体障害者の福祉法にそういうことを規定していただくわけにはいかないか。現実にはそういうことは行なわれておるようですが、もう少し法的根拠をはつきりしていただきたい、そういうことをお尋ねしておるのです。

○政府委員(牛丸義留君) まあ現実の需要がむしろ身体障害者の福祉の一環として必要があるかもしれませんの

で、将来の問題として検討していきたいと思ひます。

○鬼木勝利君 あるかもしれぬんて……。実際あるんですよ。そういう必要があるかもしれぬんて……。いまあなたも都道府県でやつていらつしやるのだから、あるかもしれぬじやない。そういう更生資金貸し付けというやうなことで、これは大事なことじやないですか。これは身体障害者の最も大事なことだと私は思ふ。自立更生をはからしめるためには長期に資金援助をするというやうなことはこれは一番大事なことだと思ふ。身体障害者を施設に収容しつぱにして社会に出して、そうしてそのまづほんとほつたらかすのではこれは人間をつくつて魂を入れないやうなものだ。画竜点睛を欠く。そこで、もう一度いまの説明をしてくださいよ。あるかもしれぬんてそんなよそごとのやうなことを言わないうで、あなた方の大事な仕事じやないですか。

○国務大臣(小林武治君) いま身体障害者の関係の施設の経費というものは国の負担で運用しておる。また、障害年金というものがこれはそれぞれの程度によつてきめられておりました千八百円障害年金が出ておる。それからいろいろ手とか足の装具、あるいは車でございまして、こういうものを一定の条件のもとに無料で給付するとか、こういうやうなことも行なわれておりますが、お話のやうな特別の身体障害者のための貸し付け金というやうな制度はありませんで、私もそういう必要を認めるのでございまして、い

わゆる世帯更生資金の中に別にワクでも設けるか、あるいは別途の考慮をするか、そういうことをひとつ考えたいと思ひます。

○鬼木勝利君 それで了解いたしました。

次に、国民健康保険のことについてお尋ねしたいと思ひますが、現在国民健康保険はほとんど全国に普及実現したと思ふのですが、もう御承知のとおり、国民健康保険には低所得者層が非常に多く含まれておると私は思ふのです。そこで、その保険料を大幅に軽減していただく必要があると思ふのですが、これに対する大臣の御所信を承りたい。

○国務大臣(小林武治君) 国民健康保険の保険料がまあ比較的重い負担になつておるといふことは強く叫ばれておるのであります。実はこの問題につきまして、昭和三十八年度で国が負担金を四十億か出して、年所得九万円以下の方は減免税をする、こういうやうな措置をとりましたので、多少その辺の向きも緩和されておる、こういうふうな考えです。

○鬼木勝利君 保険料の算定基準はどういうふうにしてやつておりますか。これは事務当局からでけつこうです。

○政府委員(小山進次郎君) 原則を法律で定めて、実際の運用は市町村でそれぞれ条例を設けてやつておりますが、原則として、必要な保険料の――必要な保険料と申しますのは、国から出ます補助金をその国民健康保険で必要とします保険者が負担する医療費のうちから差し引きまして、残りを各被保険者に分担していただくやうなことで平均を出すわけでありまして、その費用の半分をほぼ所得に応じて出してもらう、残りの半分をそれぞれの

世帯の人員及び世帯の数というやうなものを基準にいたしまして、いわば均等に負担をする、こういうやうな仕組みで行なつております。

○鬼木勝利君 いま全国の保険料の負担額の平均額は一世帯当りのどのくらいになつていますか。

○政府委員(小山進次郎君) 三十七年度の数字で申し上げまして、一世帯が四千五百三十九円、一人当たりでいたしまして千九百五十九円、三十八年度はまだ最終的な締めがしてありませんので、断定的には申し上げかねますが、先ほど大臣からお話がございましたように、三十八年度から低所得の被保険者に対する被保険料の引き下げをやりますので、約四十二億ぐらい国が金を出して努力をいたしましたので、医療費のほうはふえてまいりましたが、ほぼこの数字程度、あるいは若干ふえていく程度という事情でございまして。

○鬼木勝利君 そういたしますと、一世帯が四千五百三十九円、一人当たりが千九百五十九円、これは低所得者にとつては私はかなり重い負担だと思ふ。低所得者の生活を守るためにも、保険料は大幅に私は軽減すべきである、こう思ふのでありますが……。

○政府委員(小山進次郎君) 保険料全体につきまして、国民健康保険の被保険者が低所得の者が多いためにつとめて低めという、相対的な意味で低めといふやうな、厚生省側としてもおおむねそういう考えであるといふことは、先ほど大臣申されたとおりであります。いま先生がおつしやつた問題に焦点をしばつて申し上げますと、先ほど私が申し上げました一世帯四千五百三十九円というのは平均でございまして、大体所得が二十万以下程度の人でございまして、この四千五百三十九円という負担がほぼ二千七、八百円から三千円程度にとどまっているはずでございまして。

○鬼木勝利君 ことしから給付率が上がつて、世帯の中心者が七〇%、こういうふうな引き上げられたということになつておるようですが、なおかつそれで自己負担があるし、その家計に与える影響が私は大きいと思ふ。そこでこうした低所得者の家計を保護するためには、世帯主については医療費の全額を保障で払うというように改善をされる御意思はございせんか。これは大臣から。

○国務大臣(小林武治君) 将来の問題はともかくとしまして、昭和三十八年度、去年の十月から初めて世帯主を七割と、こういうことにしたのであります。これからの計画としまして一応世帯主はそのまま据置きまして、来年度から家族を七割まで四九年計画で実現すると、こういうことにはいたしております。先の問題としてはいまの給付を引き上げる、こういう問題であります。さしむきは、家族、世帯主とも七割まで持つていくことを目安として仕事を進めておると、こういうこととでございまして。

○鬼木勝利君 将来は家族も七〇%まで引き上げるといふことはおつしやつたようですが、世帯主は全額といふことは、いまおつしやつたやうですが、その点をもうひとつはつきり。

○国務大臣(小林武治君) これは御案内のように、国民健康保険でなくて、職域の健康保険は、世帯主が十割、家族が五割と、こういう標準になつておりますが、いろいろの保険料負担、

あるいは国家財政の問題もありまして、将来の問題はともかくとして、さしむき家族が四カ年計画で七割までもつていきたい、こういう計画をもつておられますので、世帯主ももう少しばらぐの間七割でいきたい、こういうふうな考えております。

○鬼木勝利君 いずれにいたしまして、大臣の格別のご対応を御努力をお願いいたしまして、なおお尋ねしたいのですが、現在市町村において、国民健康保険の運営が非常に逼迫して、ほとんど軒並み赤字です。これは市町村の財政の繰り入れということに非常に苦しみを来しているのだと思うのですが、これに対して厚生大臣はどういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(小林武治君) 最近国庫負担もふえてまいりましたために、赤字の市町村というものが相当減つてまいっております。で現在赤字の金額にしまして、一昨年、三十七年でございますか、五、六十億円と、こういうふうな数字になっておりますが、三十八年度は、ただいま申し上げましたように、これらの低所得者の保険料引き下げをしたための国の負担、また、調整金というものをふやしまして、国民健康保険に対する全体の補助金というものが、三割三分五厘まで上がつてきておるのであります。これをもつとふやしてもらいたいという要望が相当市町村の方面に強くありまして、三十八年に、いまのような財政を改善するためのいろいろな施策を一応講じたのであります。が、このままで私どももよいというふうには考えておりません。しかし、組合の健康保険等のいわゆる政府負担というものは一五%しかないのに、国

民健康保険のほうはいまでももうすでに三割三分五厘と、こういうふうな国庫負担をしておるのであります。市町村財政の改善のためには、私どもももう少しやはり国において考えなければならぬ、こういうふうな考えを持っております。いずれにいたしましても財政がここ数年前に比べて相当よくなつてきていることは事実でございます。

○鬼木勝利君 国保関係で市町村財政に非常に赤字を生じておると、しかし、それがだんだん少なくなつておるといふような大臣の御答弁でございまして、私が、私の知つておる範囲では、福岡県ですが非常に赤字が多い。非常にこれに苦しんでおる。三割三分五厘の国庫負担があるといういまの御説明でございしますが、大臣のおっしゃったように、もう少しこれは大幅に私は国庫負担でまかなつていただかないという点、非常に事実苦んでおります。その点は重ねて要望いたしますので、格段のこれに対する御配慮をお願いいたします。

なお、給付内容の充実でございまして、単に病気の治療だけでなくして、あるいは予防健康診断とかあるいは精密検査とかそういう医療保健と申しますか、予防と申しますか、そういう点にまで私は給付の内容を拡大していただきたい、そういう考えを持っておりますが、これに対して大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(小林武治君) そういうことも医療あるいはその他の公衆衛生と、予防衛生と申しますか、そういうふうな面のこととも考慮いたさなければならぬのでありまして、いまのままで固定してよいとは考えておりません。で

きるだけ検討の上、新しく加えるものは加えていかなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○鬼木勝利君 非常に大臣の話がわかりがよくて、何でも私が申し上げるのにはみな御承知いただいたのですが、ぜひこれを実行に移していただくように格段の御配慮をお願いいたします。これは重ねて要望いたします。

次に、時間もあまりありませんので簡単に御尋ねしたいと思つておりますが、最後に保健所の問題ですが、これは公衆衛生の最も中核的な機関として住民の健康と福祉のために各種の活動を行なつておられる、公衆衛生の向上のために大いに寄与しておる、私はこれは非常に慶すべきことだと思つております。現在の保健所がすべての点においていろいろの私御注文もありますが、いまの保健所の大体の様子を見ますという点、もう少し抜本的に改革して拡大発展をはかる必要があるんじゃないか。現在の保健所を見ますという点、非常に保健所自体を規制するところの関係法規がたゞさんあるようでありまして、非常に複雑なようであります。もう少しこれを整理統合して、そして行政事務の簡素化をはかつて能率を高めたいというようにしたらどうか、こういう私は意見を持っておりますが、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(小林武治君) お話のような欠陥があるのでございまして、非常に保健所の仕事がいりいろの法律を實施しなければならぬと、こういうことで事務的にいろいろの支障がある、こういうことでこの国会に保健所の各種事務の合理化問題、こういうものの整理をする法律をお願いしておるので

ありまして、これらの事務の簡素化、こういうことのために出しておるのでありまして、いろいろ法案の扱い方について検討をして簡素化をはかつてまいりたいと、かように考えております。

○鬼木勝利君 もういま大臣がおっしゃつたように、保健所に関するところの関係法規が、関係法規といつてもか、五十種類以上にのぼつておる。非常に事務が複雑多岐である。したがって、保健所の業務内容が非常に複雑で、その仕事の量も非常に多い。しかも職員は絶対的に不足している。だから十分手が回らない。こういうことも考えられる。そういう点から現在の保健所を私はもう少し根本的に改革していただいて、そして拡充発展をするようにしてもらいたい。ことに職員の待遇が非常に悪い。もう少し適切な給与体系と申しますか、あるいは勤務条件などを確立して、喜んで働けるように待遇を改善していただく。こういうお考えはございせんか、大臣。

○国務大臣(小林武治君) 保健所は施設も非常に老朽化しておりますので、これらもひとつ年次計画で改築をいたしたいというところで進めております。待遇の問題はまあ医師一般の問題で厚生省関係の国立病院、療養所等の医師の待遇も私はきわめて不十分である、と、こういうふうな存じまして、来年度もひとつこれらの医師あるいは薬剤師、看護婦、こういうものの単価を上げてもらいたいということを強く人事院に要望しておるのであります。これらの問題は人事院が定める。こういうことになっておりますが、私どもは実情を訴えてこれらもひとつ是正していきたくと考えております。ただ申し

上げておりますように、厚生省では他の施設の医師も同じ問題があるのでありまして、共同の問題として取り上げてまいりたいと、かように考えております。

○鬼木勝利君 保健所にとつていらっしゃるお医者さん、これはむろんいま大臣のおっしゃつたように非常に待遇が悪い。なお、いろいろな技術者の方もいらつしやるようであります。それから保健婦の方、こういう方も非常にこれに人員が不足している。いまおっしゃつたように、ほとんどの保健所がもう何か昔あつた家を使つておる。もう何か老朽な建物です。そういうところですが、不足がちの中で働いておる。もう少しこういう点も技術者とか、あるいは保健婦なども大幅に増員して、その根本策としては資格とかあるいは養成方法をもう少し改善して的確な施策、方途を私は考えるべきだと、こういうふうな考えるのですが、これはまあ他の病院なんか看護婦さんが足らぬで困つておるそうです。そういう一般的な問題もあるのですが、ね。そういう点はどういうふうにお考えですか、大臣。

○国務大臣(小林武治君) 保健所の医師あるいは保健婦等が十分に充足しておらぬ。こういうことは事実であります。私どもも保健所にとつて公衆衛生関係の方を確保するためにいま奨学金あるいは貸費、こういうふうな方法まで講じてお願いしておるのであります。が、どうもやっぱり日本の全体の傾向として臨床的の医者の志願者は多いが、公衆衛生関係のほうは、たとえば定年になつても脈がとれない、こういうふうなこともありまして、どうも志

願者が少ない傾向があります。また、
医者を志願する方も、従来医者を業とし
ておる人のうちがわりあい多いのであ
りますが、これらの方々も公衆衛生よ
りかむしろ臨床医学を選ぶ、こういう
ふうな傾向が日本にはありまして、な
かなかめんどろな問題、そういう構造
的な問題もあって非常にめんどろであ
りますが、私もはいまの奨学とか、
あるいは貸費、こういうふうな制度を
活用しまして、少しでも多く公衆衛生
に従事者をふやしたい、かような腐心
をいたしておるのであります。なお、
お話のように、建物が非常に老朽化し
ておりまして、つとめるのに環境がよ
くない、こういうふうな関係もありま
すので、こし、三十九年度だけでも
全国で三十カ所改築をする、また、十
五カ所増築をする、こういうふうなこ
とを年次計画で始めておりますので、
環境改善についてもひとつ十分にまた
つとめてまいりたい。なおまた、保健
所の医者を希望されないのは、地方に
おるために研究等が非常にできない、
不十分だ、こういうことでありまし
て、私もはこれから、内地留学と申
しますか、研究等のためにひとつ東京
にも、あるいは大学にも行かれるよ
うな方途をぜひ講じたい、かように考
えております。

○鬼木勝利君 最後に、公害対策につ
いてであります。先ほどから伊藤委
員もこの問題に対してはるお話が
あつておりましたので、私重複しま
すから簡単に申し上げて終わりたいと思
うのですが、この公害対策に対する関
係法規が三つある、通産省や経企庁あ
るいは厚生省と、こういうふうにおつ
しあつておりましたが、いずれにいた

しましても、国民の生活と健康を守る
という立場にある厚生省としては、横
の連絡も十分とつていただかなければ
なりませんが、厚生省自体として、住
民側の被害を守る立場として、抜本的
に一日も早くこれが対策を樹立してい
ただきたい。そして、すべての公害を
私は規制する必要がある、こういうふ
うに思うのです。厚生省として、今日
どの程度までこれに対する対策が具体
的にできておるか、あるいはまた、現
在調査中であるか。騒音とかばい煙、
振動、悪臭、廃液、まあ住民は著しく
被害をこうむつておりますが、その辺
のところを、これははなはだ相済みま
せんが、重複するかもしれぬと思いま
すが、その点ちょっと大臣から。

○国務大臣(小林武治君) 私は、いま
の経済成長、こういうものに急なま
りに、一方国民の生活に対する公害と
いうものに対する配慮が非常に足りな
かったと思うのでありまして、行政と
しても、私はこの方面の行政が一番お
くれておる、こういうふうな思ふので
ありまして、こしこの予算等におきま
して初めて厚生省に公害課というもの
を設けて、この問題をもつぱら担当す
る、こういうことでありまして、厚生
省も従来いろいろなことをやつてきて
おりますが、おもに公害の実態、すな
わち大気汚染がどの程度であるか、そ
れから大気汚染と身体との関係、こ
ういふふうなことを調べておるのであ
りまして、まだ十分の資料もそろつたと
申すわけにはまいりません。現在これ
らの大気汚染というものは、東京これ
は四日市、大阪等において現実に
行なつておるのでありまして、これに
よりまして若干煙の規制等はいまして

おるのでありますが、いまの水の問題
につきましても、ことに隅田川の悪臭
等の問題につきましても、まだ各省間
の意見が整わないために、基準もでき
ない。これらも至急出すように、いまよ
りより協議をいたしておるのでござい
ます。また、公害問題につきましても、
お話のような各種の公害がありま
すが、これら全体を私は規制する必要が
ある。そのためには、いまのようなば
らばらの法律でなくて、これは公害対
策基本法というふうな一本の法律をつ
くつて、これによって全体を規制し、
住民の生活を守る、こういう立場をと
りたいと思ひまして、その法律の準備、
調査等もいろいろいたしておるのでご
ざいます。先ほどから申しましたよう
に、加害者と被害者の関係でございま
すから、この間が、加害者といえど
も、これは日本に大事な産業でありま
すから、これらの産業の発展とかある
いは採算とかいうことも考える、同時
に、住民の生活を守る、この調和をど
こに置くかという非常にむずかしい問
題があるのでありますが、いずれに
いたしましても、これらがもう生活、こ
とに身体そのものに影響を与える――
四日市のごときは、亜硫酸ガスの排出
のために、四日市ぜんそくとか、いろ
いろな問題が現に生じておるのでござ
います。これを急いで進めなさい。な
らぬ。で、私も公害の問題につきま
しては、こしこの公害研究所という
ものもぜひつくつて、この公害の実態
の調査にも本格的に当たりたい。こ
としはそれはできなかったものでありま
すが、来年度はぜひひとつ厚生省の公
害研究所というものをつくつて、そし
て公害と人体との関係等について、本

格的な調査をいたしたいと思つてお
ります。一方、これらの対策という
ものにつきましても、先ほど申し上げ
ましたように、採算の関係もあります
から、国も思い切つて助成措置を講ず
る、除害あるいは脱硫等の装置につ
きましては、産業が立ち行くための方途
も国としてやはり責任を持たなさい。な
らぬ。こういうふうな考え方をいたし
ておりました、いずれにいたしまして
も、ひとつ、法律の制定あるいは機構
の整備、こういうふうなことを急いで
進めなさい。ならぬ、かように考えてお
ります。

○鬼木勝利君 まあくだいようでござ
いますけれども、それはもういまおつ
しあつておる、人口の都市集中、産業
の発展、都市交通の繁雑増大、そ
ういふことによつて、いわゆるあな
たのおつしあつて、被害をこうむつてお
るのです。厚生省としては、御説のと
おり、被害の立場としてこれが対策を
樹立していただかなければならぬと思
は、これは厚生省のほうの問題だとい
うふうなふうなことでなくして、あく
まで私は、いま大臣のおつしあつて、
横の連絡を緊密にとつて、そし
て、厚生省自体として、被害者の立場
としてこれをどう守つていくかとい
うことに重点を置いていただいたなら
ば、私はこれは容易に改善できると思
は、公害の実態調査をいまやつて
おる、あるいは公害研究所をつくりた
い――まことにこもつともで、けつこ
うだと思ふのですが、ただ単に調査だ
とかあるいは研究のみに終わらずし
て、これが対策を確立していただい
て、一日も早くすべての公害を、被害

者の立場として規制していただきた
い。あまねく大衆を絶対に守つていく
のだ、国民の生活と健康をいささかも
そこなわないように守つていくのだと
いうお考えのもとに、適切な有効な措置
を私とつていただきたいということ
を、重ねて大臣に要望いたします。
最後に、大臣に所信を伺います。
○国務大臣(小林武治君) こもつとも
なお話でございまして、その趣旨に沿
うよう格別の努力をいたすつもりでご
ざいます。

○鬼木勝利君 時間の関係もございま
すので、私の質問は、この程度で終わ
ります。
○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑
はございせんか。――別に御発言も
なければ、本案の質疑は本日はこの程
度にとどめます。午前の会議はこの程
度にとどめ、午後二時二十分まで休憩
いたします。
午後二時二十分休憩

午後三時四十分開会
○委員長(三木與吉郎君) これより内
閣委員会を再開いたします。
大蔵省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、前日に続き、これより
質疑を行ないます。政府側から田中大
蔵大臣、谷村官房長、佐々木関税局
長、吉岡理財局長、松井財務調査官、
鈴木財務調査官、平井給与課長が出席
されております。御質疑のおありの方
は、順次御発言を願います。
○伊藤頼道君 前日に続いて二、三お
伺いします。この提案理由の説明によ
りますと、主計局の次長は、昭和二十
四年の第十国会ですか、そのとき二人

置かれておるわけですが、今回また一人増員ということになると、計三名の次長ということになるわけですね。一局で三人の次長を置くのは他に類例がないと思うのですが、あえて三人の次長を置くとする理由には、何かそれ相応の事情があるのかと思う。この点について御説明をいただきたい。

○国務大臣(田中角榮) 御指摘のとおり、現在は主計局次長は二名でございす。この二名の次長の職務分担は、各省別に分けて二人で分担していただくというふうにございす。三名にしては、総合的な次長を一人置いて、あとは現在どおりにして置くか、あるいは現在の各省の二人が分担しておりますものを三つに分けて、三人で分担する方法がございす。おおむね三人で分担するということを考えておるわけでございます。並列的な次長ということを考えております。御承知のように、八月末に翌年度の概算要求が各省から出されるわけでございますが、非常に十二月までは忙しい仕事をしておるわけでございます。ところが御承知のとおり、近年予算が非常に大きくなりまして、二名でありました当時は一兆円予算といっておりましたものが、今日三兆二千億というふうな非常に予算が大きくなってまいりましたし、また、いろいろ新しい、防衛庁などでも今日は何マッパというふうな、われわれにわからないような技術的なことまで出てまいったわけでございます。そういう意味で、主計局をいたしましては、古くから古い官制を守って、少数精鋭主義でまいったわけでございますけれども、いま主計局の次長が二名だとい

ことで、結局各省の局長クラスと話をするときでも、主計官自身が当たらないわけばならない、こういう問題があるわけでございますが、なかなか主計官と局長と話がつかない、できるだけもう少し上のレベルでもって総合的に話をしたいという問題がたたくさんございす。国会に対してもいろいろ御説明に上らなければならぬわけでございますが、国会とか各党とか、そういう場合でも次長以上来いと、こういうことも、総長や主計官が御説明に上がると、総合的な面からは専門過ぎてなかなか御説明に不十分があるというようなことで、主計官の制度の上に次長制度をもっと充実するようにということ、局長からも事務の渋滞を解消するために、いまでも二人でございすけれども、一人ふやしてもらうことによつて、より各省との連絡を密にし、合理的な予算編成ができるということになりまして、最小限ということとで一名増員をしていただく、こういうことを考えておるわけでございます。

○伊藤道雄 そうですと、三人の次長を並列的に置くわけですね。そうすると運営上なかなかやりにくい、支障の面が出てきやしないかということ、が考えられるのですが、そういう点はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(田中角榮) 御承知のとおり、いま澄田次長と中尾君が次長をやっておるわけでございますが、この分け方は、担当業務を、公共事業等は澄田次長の担当にしておるわけでございます。また、非現業、一般会計というふうなものは中尾君が次長として担

当いたしておるわけでございます。でありますから、社会保険とか、いろいろ新しい部門の拡充がどんどんはかられてまいりますときに、厚生省だけの問題を一つとりましても非常に膨大なものでございまして、大蔵省が予算の概算を作成し、閣議の決定を求めるまでの間に、現在の主計局の次長二人ということになりますと、なかなかむずかしい事業量であることは御承知のとおりでありますので、まあこれをどう分けるかというところは、これからきめてまいりたいと思ひますが、公共事業担当と、公共事業を除いた一般会計なら一般会計だけ、社会保険、文教等は一人にするというように、もう少し事務の配分を細分化しないと、適切な応待、その他もできないという問題もございすので、そのように分けたいという考えでございます。

○伊藤道雄 その点わかりました。次の調査査察部の分割について、これも提案の理由にあるわけですが、東京及び大阪の国税局の調査査察部を、大阪と東京別にしておるわけですね。東京については調査第一部、第二部、それと査察部の三部、大阪については調査部と査察部と、こうあるわけですね。この二つないし三つに分けるといふのは何か意味があるんですか、東京と大阪と分ける。

○国務大臣(田中角榮) 御承知のとおり、各国税局では、小さい国税局は調査査察部というところで一つで十分まかなえるわけでございます。ところが、東京は非常に事務量が多い、近年特に多いということでございす。東京の調査査察関係を見ますと、大体六百名ございす。それからほかの国税

局はどのくらいかという、六十人ないし五十人でございす。それから大阪は三百人以上の定員を擁しておると、こういうことでございまして、まあ大きな税の問題等は東京、大阪に過度に集中しておるといふ現状でございます。でありますから、人事管理の面からも、また調査査察というふうな仕事はなかなかむずかしい仕事でございすので、適切な行政を行なうためにも六百名の部、三百名の部というふうな状態では合理的な運営ができませんので、大阪は調査、査察部に分ける、それから東京は事務量、人員管理の上から三部に分割をしないと、こういう考え方でございす。

○委員長(三木與吉郎) ただいま委員の異動がございましたので御報告いたします。古池信三君が委員を辞任され、その補欠として高橋衛君が選任されました。

○伊藤道雄 この調査、査察部の二つに分けるといふことも査察部独自の運営になりやしないか、ということ、は査察摘発主義が強くなるんじゃないか、こういうことは一応考えられるわけですね。そういう心配はありませんか。

○国務大臣(田中角榮) そういう心配は全然ないように十分注意をいたしております。それから小さなところは調査査察部でも一つ一つの部でございす。調査課、査察課と、こう分けてみるわけでございます。それから大阪のように、それをただ大きくしただけで、人員が多い事務量が多いから、

調査部、査察部と、こうなっただけでございす。それから東京の場合は調査査察が三部に分かれておりますが、御承知のとおり、税務署でもって片づく仕事、それから片づかないものが局へ上がってくる。上がってくる場合は調査でもって大体やっているわけでございます。調査をやりました、御承知のとおり、調査から査察へ移るときには、もう警察庁の指示や裁判所の指示を仰いでおりまして、もう同一の状態において調べておるわけでございますから、そういうケースのものは査察へ上げるといふ、非常に事務の内容にきちんとした区分がございすので、これら三部に分けることによつて調査摘発主義というふうなことでやっておりますのは絶対ございせん。現在次長——まあ国民の権利義務に関する問題でございすから、実務課長でもっていいというよりも、査察になるような人は部長に会わね、それから局長がみずから調べる、国税庁長官まで持ち込む。で、まあ私は、大臣としては、税の問題に對しては権限がないというふうな立場をとっておりますが、大臣にも一応聞いてもらいたいというふうなことでありますので、そういう意味では責任を明らかにする部制ということを補充したほうがよろしい、こういう考えに立つたものでございまして、かくすることによつて摘発主義とか、いまより以上に査察が完べきを期されるんだという考え方に立つものではありませ

ん。

○伊藤道雄 御答弁の意味はわかるのですが、われわれ、元來調査査察というのはい体的なものであつて、それをいまさら二部にするのはいかがや

と思うのですが、本質的には一体的なものじゃないですか、この点どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、ごく小さい局でも調査査察部というただ看板を一枚しておいて中では分かれておるわけでございます。それから、大阪のように、調査査察部というものが、事務量が非常に大きいから、扱い件数が多いから、調査、査察部に分かれる、そしてその下に課が多くなるということでございす。そこで、先ほど申し上げましたように、一般的なものには税務署で大体片づきます。資本金五千万以上というのは局扱いになっております。その中で特に問題がありますもの、過去五カ年に対していろいろ問題があるというようなものが定期検査その他でもって引つかかるというようなことでもって調査をやるのでございすから、調査の中で非常に悪質であるというようなものだけが査察になるわけでございまして、査察が、初めからあるものを見て査察をするのではなく、下からだんだん整理されてきて査察案件だけが査察に回るといふことでございすので、査察と調査が分離されることによつて査察が強化されるということは全然ないわけであります。

○伊藤道雄君 これも提案理由の説明でございまして、税務講習所を今度新たに税務大学校に改めようとしておるわけですが、これはどういふところに理由があるわけですか。大学にしようとするその基本的な理由ですね。

○国務大臣(田中角榮君) いままでは税務講習所、それから通信講習所とかいろいろなことでありましたが、その

後防衛大学校とか、それから自治大学校とか、そういう大学という名称に変えてきたわけでございす。同時に、採用した者もこれから研修所とか講習所というよりも、大学校と名称を変更して内容を整備してまいりたい。そして、いままでのように、卒卒資格者、特進というような考え方はなく、真に行政の中核をつくるという考え方でありまして、時代の趨勢が何々大学というふうな改められてきておりますので、税の問題に対しては専門的な仕事でございすし、各省でもみな平仄を合わせて大学ということにしておりますので、内容の充実を契機にして税務大学校という名称に改めたい、こういう考え方でございす。

○伊藤道雄君 名を改めて内容を充実する、名実ともということになります。従来どおりの講習所でも足りるわけですね。しかし、大学と名のつく以上、大学の名に値する格段の内容の整備充実が計画されておるのかどうか、従来の講習所の内容と、今度大学になるのだから、飛躍的に、その大学の名に値する整備充実、そまで考えておられるのか、ただ単なる名前に重点を置いておるのか、その点を伺いたい。

○国務大臣(田中角榮君) これはもちろん大学と名をつける以上、国際的にもいろいろ見られるわけでございすし、大学の名にふさわしい内容をこれから徐々につくってまいりたいという考え方でございす。もう一つは、私は特に郵政省へ参りまして、よく考えられたわけでございす。やはり行政の全の中核として働いておられる方が長い歴史と伝統を持つ通信講習所

というようなものが、やはり大学になるということが望ましいと、また、税務講習所が税務大学校になるというところが望ましいと、そうすることによつて士気を鼓舞せられますし、われわれ自身も希望をそれに託することができるのである。また、政府もそうすることによつて、いま御指摘のように、内容を充実するという熱意を当然持つので、これは非常に長い懸案でございす。そういう意味で今度ひとつ税務講習所も税務大学校に名称を変えて内容を充実したい。いまでも国税庁の若い職員が、大臣看板書いてくださいと、こういうことでありますが、これは法律が通らぬうちにそういうことはいかぬというようにことを言っておるくらいに非常に期待をかけておるということにたえて、政府自身も内容の充実をしたいという考えに出ておるものでございす。

○伊藤道雄君 次に、これも提案理由の説明にございまして、関税中央分析所、この面について一二伺いしますが、昨年輸出入貨物に関する高度の分析というものと、それから試験研究等を行なう機関として設けられたわけですが、これは最初は横須賀市の旧海兵団あとに設置すると、そのとき最善の場所だということとで、一応決定したわけですね。ところが、防衛庁の誘導施設の関係で、結局最近になって突発的に変更になったというこのようですが、まだ実質的には何ら分析工程は進められていないんだと思ひます。が、昨年これが横須賀に決定されると申し分ない、こういう意味の説明が

あったわけですが、これまだ実現をしないうちにさつと防衛庁に横から取られてしまったというふうになるわけですね。この経緯はどういうわけですか。一たんきまったものがどういう都合で……。

○政府委員(佐々木庸一君) 昨年お願いたしました、横須賀に定められましたが、この委員会でも遠慮するじやないかという御意見がございました。私もその後のいろいろ注意しておりまして、千葉大学の工学部が移転するというのがわかりまして、近いほうで事務上も便利でございすので、昨年通していただきましたものを今年要えます。つきましては非常に苦慮したわけでございす。まあ思い切りまして、近いところに移すことに決心をして、お願いするに至ったわけでございす。若干お話のようなじやまになるものがあるという問題がございまして、近くに建物建てる余地はあったわけでございすけれども、連絡その他の点を考えますと、土地が新しく見つかった機会に近いほうに変えたほうがいいということをお願いしておるわけでございす。

○伊藤道雄君 これはまあ今回の法案が通れば、千葉の工大あとということになります。分析が開始するの、また、地理的には、いま御説明ありましたが、横須賀のほうが地理的には便利じやないですか。千葉のほうが地理的には遠い。どういふことですか。昨年の御説明でも、横須賀にきまるときは、たいへんかっこの場所であるという意味の御説明があったわけですが、今度は千葉に変わると千葉が地理的にもた

いへん都合がいいという説明になるんではおかしいと思ひますがね、この点はどういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐々木庸一君) 横須賀は距離的には遠いと思ひまして、交通上若干の難点はございまして、けれども、海岸でございまして、非常に静かなところで、研究にも適しておるよう考えておりました。空気がいいということとでございまして、事務上の連絡の点を考慮いたしまして、若干の静かさに欠けるとか、いろいろ問題はありますが、同時に大蔵省のいろいろな研修機関等も設置されるということになりましたので、これにまよめていろいろ施設もできると考えまして、移すことをお願いしたわけでございす。

○伊藤道雄君 次に、提案の説明にございす。定員の問題について伺います。今度税関における業務量の増加に伴う、二百人の増員が計画された。この二百人の増員については、具体的にはどういふふうな配置になるのですか。基本的なことですが。

○政府委員(佐々木庸一君) 増員をお願いいたしました理由は、最近における貿易量の増加、それから港湾地帯の造成が進捗いたしまして、新しい工業港というふうなものがかなりふえてまいりました。その地域にまた保税工場、保税倉庫というふうなものがふえてまいりました。したがって、一番増加人員の中で大きなものは港湾地帯が造成せられた関係でございす。次は保税地域が広がってまいります関係でございす。お願しておりますものが六十五名、まあ予算上考えておる

わけでございます。あと密輸取り締まり関係、空港関係等で五十七名をお願いいたしていただいております。

○伊藤頼道君 これは昨年たしか四百名増になっていると思うのですが、ここの分を含めると六百名になるわけですね。こういう六百名の人員の増員に対する研修計画はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐々木庸一君) 一昨年は四百名でございました。昨年は百二十名でございました。御質問の研修につきましては、新しい職員が入ってまいりました場合には、これに税関の初歩的な事務に対する知識等を与えますために、前は二週間程度でございましたけれども、最近は一、三カ月の研修を行なっております。ほかの港におけます諸機関と比べますと研修期間は必ずしも十分でございません。警察のようなところは一年間やっておりますと見ておりますので、税関のほうも施設を今後充実いたしまして、研修期間も長く充実していきたいと考えております。

○伊藤頼道君 なお、定員問題としていま大蔵省としての定員が所定の数はあるわけですが、その充足状況はどうですか。

○政府委員(谷村裕君) 大体において本省とそれからまあ一番定員が多い五万名をこえる国税庁と、こういうふうに分けて考えてみますと、国税庁のほうは人間が多いだけに、それから毎年新規に入ってまいりましてはそれがまたやめていくという回転がございます。ために、かなりの欠員がある時期には出てまいりすけれども、おおむねそれはまた一年のうちに大体充足されていく。

ただし交代要員の多少の欠員がありませんが、弾力性がございませんので、常に一ぱい一ぱいというわけにはまいりませんが、おおむね年を通じで見ますれば充足されております。それから本省関係、それから財務局関係、税関関係、特に税関、財務局のような現場になりますと、いま申し上げたのと若干姿が似たのがございますが、本省等におきましては、むしろ大体において一ぱい一ぱいというふうな姿でございます。なお、必要があれば数字のあるものについて申し上げます。

○委員長(三木武吉郎君) 連記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木武吉郎君) 連記つけてください。

○向井長年君 法案に直接の問題じゃないのですが、一点だけだしておきたいと思うのですが、先般これは国会でたびたび問題になっている問題で、歩積み、両建ての問題で、先般大蔵省から一応解消への基準と指導方針を出されておるわけですね。これは非常にけっこうだと思っておりますが、これについて大蔵省の方針は、いわゆる検査報告とかあるいは自衛決定とか、こういう問題を中心として出されておるのですが、直接、これから歩積み、両建ては全然やらさないという方針から出てるのか。あるいは漸次漸減をするという立場から、少しずつはやむを得ない、こういう方針なのか。基本的にどうであるかお聞きしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御承知のとおり、歩積み、両建ては過当なものが非常に悪いと、こういうことでございす。しかし、商慣習といたしまして

世界じゅうどこにも歩積みも両建ても存在するわけでございますが問題は、過当ともいわれ不当ともいわれる歩積みの解消を早急にはかななければならぬ、こういう考え方でございす。いままでは、四月に日銀と大蔵省が特別検査をやりましたりして、相当手きびしくやられたわけでございますが、相互銀行等は相当実ががたつておる。しかし、都市銀行等においてはまだわれわれが考えるような状態ではない。まあ自衛決議をやったりそれから頭取みずからが自衛をやりましたり、苦情相談所をつくりましたり、いろいろなことをしておりますが、どうもこの問題は、もう大蔵省が相当な基準を一方的につくってこれを押しつけていくというところ以外になかなか解消できないと、できないのじゃないかと、こういうことを考えまして、歩積み、両建てを、まず普通の銀行においては、過当なものについては一年間ぐらい、相互銀行、信用金庫等においては二年間ぐらいに全廃するような方向で、ひとつ、目標をつくるにはどうあるべきかというところで相当研究してまいりました。で最後案というふうなかつこうで、銀行局でつくったものがございす。

それはこういうことでございす。歩積み、両建てをとにかく整理をする、そういう原則に立ちまして、報告を金融機関から大蔵省で徴求する、しかも支店別に徴求する。それから、半年間でどのくらい減ったかということ、を、半年ごとに調査をする、調査をしたり報告を求めます。そうしてその間随時特別検査を行なう。こういうのが基本でございす。でこれはこまかい問題も必要あれば、あとからまた文

書でもってお届けいたしますが、そういう基本的な考え方、少し荒っぽいようでございすけれども、もうこの問題は非常に大きな問題でありますので、大蔵省でも、その金利に対してはどうとか、それから拘束性預金を、一体この間にどう少なくしなさいというのをこまかく指示をしまして、それをもつて、一体その方針に適合するかどうかということを特別検査をやる。それでもなおやらぬものはどうするか。——少し懲戒的なことをやる。懲戒ということになると一体どうなるのか。このどうなるのかというところまではまだいま時間がございせんので、いろいろな、銀行法の改正とかいろいろな問題がございすから、そこまではまだ結論は出ておりませんが、支店の設置を認めないよというところも一つあるでしょうと思ひます。それから財政資金による買いオペレーションをする場合にどうするかといったいろいろの問題がございすし、いろいろの問題があるわけでございます。私はこの間銀行協会で、あなた方がそういうことをやらないとやむを得ず法的規制を行なうようになるかもわかりません。法的規制を待つまでもなく、かかるよからぬものはおやめなさい。こう言っておるわけでございますので、いま大蔵省当局の歩積み、両建て解消に対する決意のほどを披露申し上げておきます。

○向井長年君 まあ少々荒っぽいけれどももうべきだと思つたのですが、それで、ここで問題は、一年、二年、いわゆる弱小なところもあるから、余裕期間、自衛期間を置くわけなんです、それから、そういう問題を新しくやる

場合に、率を下げて歩積みしてもいいという考え方に立っているのか、あるいはもう絶対それはもういまからやるべきじゃない、こういう考え方に立っているのか、この点が指導基準の中では明確じゃないと思うのです。こういう点を私はまずお尋ねしているわけ

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、そこが非常にむずかしいんです。歩積み、両建てというのは、これは商慣習としてあるわけですから、どこにも。しかし、不当なものが悪い。その不当の一番悪いものは、どういふことかと言いますと、政府関係機関からの、窓口の代理貸しをやつておつて、そのものにさへも歩積み、両建てを要求するに至つては、これはもう言語道断だと申し上げたわけでありす。

それからもう一つは、もうだんだんと歩積み、両建てがたかさんになりまして、百万円借りているのだが、大体百万円の見返り預金がある。自分の金に自分で利息を払っている、これが非常に過当といわれるものでございす。それからもう一つは、五千万円の借り入れに対して、三千万円の両建て預金を持っておりまして、回収するまでは三千万円を拘束預金にしておつて、相殺勘定も起こさせないし、税金がきいたと言つても、別に借りなさいと、こういうふうな非常に拘束性の強いものを排除しなければいかぬ、こういういふような問題がございす。

しかし、無担保融資のワケも、だんだんと大きくしていかねばならぬ。一々担保を徴求するということが、困るので、まあ百万円くらいまでは無担

保融資をしない、こう零細企業に對しては、行政指導しているわけなんです。そういう意味から申しますと、いままで何にも取引のなかったものに、無担保で百万円貸せるということになる。そこで五万円の歩積をなさないと、言いますか、五万円くらいはせめてお積みなさいと言いますか、いま、歩積の前に、新しく口座を開く場合にはまず金を積みなさいと、何にもあんなとは関係がないんですから、その金を積みなさい。見せ金式に、元金になるようなものを……。金を高利から借りて積んで、その何倍も借りよう、こういうことを要求するようなことが——あわせてみんな悪いわけです。ですから金融の正常化をはかっていきたいという意味で言っておるのでありますから、いま、その借り主と銀行との間の信用状況とか、いろんなこともって違ひます。違ひますから、一律に一律はいいとか、五割はいいとかということは申し上げられないわけですが、まあ歩積み、両建て式の悪弊はやめたい。だれが考えても、国会で問題にならないような状態にしない。中小企業は、とにかく煮えくり返るような気持ちでおるんだが、けんかすれば、とにかく借れなくなるから、元も子もなくなるから、文句を言わぬというような状態は、いやしくもやめなければならぬ、こういう基本的な考え方に立っているわけでありまして、少くともこの程度以下でなければいかぬというものは、これはひとつ考えたい、こう思います。

○向井長年君 先ほどちょっと大臣から言われましたが、いわゆる自衛を徹底できないところについては、一応責任の追及をやる、あるいはまた、行政

上の制裁を行なう、こういうような形になると思うのですが、責任の追及はいいんですが、行政上のいわゆる制裁というものは、いま言ったような、いろいろ銀行の手続上の問題とか、あるいは支店をふやすとか、いろんなものを認可しないと、こういうかっこうの制裁のことをいま考えておられるのですか、そのほかに何か強い考え方を持っておられるのかを伺いたい。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほどちょっと申し上げたのですが、その制裁についての具体的な方法は、いま検討中でございますと、こう申し上げたわけですが、これは銀行の支店長をどうする——まあ表は同意であつても、その金融機関が一致してやられているんだという場合に、一体どうするかというようなことになる、まあ銀行法の改正というところにもなるわけでありまして、から、そこまでやらなきゃならぬのか——まあ、きょうも、新聞にも出ていますようにございまして、私もこうしていま明らかにいたしております、近く文書をもつてやるか、集まつてもらつて話をするか、相当のことを言うつもりですから、それでなおこれが守れなければ、法律改正もやむを得ませんよというところは、この間も銀行協会で話してございまして、まあ具体的にいろいろなことをやらなくとも、相当の実はあると思ひます。しかしまた、これが龍頭蛇尾になつてはいかぬということ、先ほど申し上げたように、龍頭蛇尾にならないように、実をあげるようにやつて、あまり統制式な、こんなものにひつかけて統制したんだということがないように、まあうまくひとつ考えたいというのがいまの実情でございます。

○向井長年君 まあ厳格にやっていたくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひます。

では、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

一、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十五日)

昭和三十九年六月十七日印刷

昭和三十九年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局